

異常気象農作物災害に対する支援策が決定

異常気象の農作物被害総額は

角田市で二〇億円を超える

全国的な異常気象により、角田市においても農作物に甚大被害が発生しました。

十月十七日に角田市議会農作物災害対策調査特別委員会が開催され、農作物災害について報告され、十月二十四日の臨時市議会で次の支援策が議決されました。

農業災害対策資金

天災融資法の発動を勘案して、宮城県及び関係機関と綿密に連携し対処します。

水稻以外の農作物支援

被害状況を把握して必要な対策を講じます。

水稻の支援対策

特に甚大な被害となった水稻については、「品質確保対策」、「農業再生産対策」、「農業経営安定対策」を講じて、農業者の支援を行います。

【品質確保対策として

水稻病害虫防除支援を行います】

水稻の品質確保対策として、七月二十四日（災害対策本部開設日）以降に水稻穂いもち防除のために散布した薬剤の一部について助成（ただし一回の追加防除を対象とします）します。

事業主体 JAみやぎ仙南

補助率 県三分の一、市三分の一、

事業費 JA三分の一、
六、三〇七千円

【農業再生産対策として

水稻種子初確保支援を行います】

「売れる米づくり」を展開するため、平成十六年産播種用の水稻種子初のみ全量確保にかかる経費の一部を助成します。

事業主体 JAみやぎ仙南

補助率 県三分の一、市三分の一

事業費 二五、四四〇千円

【農業経営安定対策のため

水田農業担い手農家等

経営支援を行います】

農作物被害が甚大な水田農業担い手農家等の経営を支援するため、水稻作付けした水田にかかる農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画に基づく賃借料、及び農地法三条許可による賃借料の一部助成をします。

事業主体

認定農業者等

五〇アル以上受託している集落農業受託農業者

補助率

認定農業者等 一〇アル当たり一万円

五〇アル以上受託している集落農業受託農業者 一〇アル当たり五千元

事業費 三一、五〇〇千円

総額六、三〇〇万円を超える支援策の実施について、関係機関が事務・事業を執行します。

詳細については、市農林課（六三二二一九）へ問い合わせください。

消費税の制度が改正されました

事業者免税点が一〇〇〇万円以下に引き下げ

事業者免税点の引き下げ

平成十五年年度の税制改正で消費税についてのいくつかの改正が決定されています。

改正前は事業者が消費税の納税義務を免除されるのは、基準期間の課税売上高が三〇〇万円以下でしたが、改正により一〇〇万円以下に引き下げられます。つまり、課税売上高が一〇〇万円を超える方が消費税の課税事業者となるわけです。

この改正は平成十六年四月一日以後に開始する課税期間から適用されます。従って個人事業者は、平成十七年分の確定申告から適用されます。消費税の納入義務者になるかどうかの判定は、平成十五年分の課税売上高により判定されます。

簡易課税制度の適用上限を引き下げ

改正前の簡易課税制度を選択できる事業者は、課税売上高が二億円以下でしたが、改正後は五〇〇万円以下の課税事業者が簡易課税制度を選択できるようになります。

【簡易課税制度とは】
課税標準額に事業に応じたみなし仕入率を乗じて、簡易に消費税を算出するものです。

ただし、一度選択すると二年間は変更ができません。また、課税標準額のみなし仕入率分を超える経費がある場合は、簡易課税制度を選択しない方が有利な場合があります。

総額表示の義務付け

事業者がその相手方である消費者に対して商品の販売、役務の提供等の取引を行う時、予め取引価格を表示する場合には商品や役務に係る消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。

この改正は平成十六年四月一日から適用され、総額表示の例は、左記のとおりです。

このほかにも「中間納付制度の改正」、「課税期間の特例（短縮）」の改正」などが行われています。

【総額表示の例】

1,050円（税込み）
1,050円（本体価格1,000円）
1,050円（内消費税50円）
1,050円（本体価格1,000円、消費税50円）
1,000円（税込み1,050円）

適正な税の申告のためには、常日頃から正確な記帳・経理をすることが重要です。